

農地制度が変わりました！

わが国の食料自給率は約4割で、先進国の中で最低水準です。将来に向けて食料の国内自給率を高めるためには、かけがえのない農地を守り、生かすことが重要です。こうした観点から農地法等が改正され、平成21年12月15日に施行されました。新たな農地制度は、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、農地の貸し借りをやりやすくして、農地を最大限利用することを狙っています。

新しい農地法等はこうなりました!!

許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されました！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されました。

事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

耕作しないしていると…

遊休農地に対する指導が強化されました！

- すべての遊休農地が指導の対象となりました。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されました！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されました（一定の要件を満たす必要があります）。

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

(改正後に追加)

農作業
常時
従業者

農業
生産法人

農作業
常時従業者
以外の個人

農業生産
法人以外の
法人

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になりました！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になりました。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになりました。



＝農地を利用されている皆様へ＝

農業委員会が農地の利用状況を調査します!!

農地の減少を食い止め、最大限に活用するため新たな農地法が施行されました。

- 農業委員会では、農地の利用状況調査（各個人に配布及び現地調査）を実施いたします。
- 農地の貸し借り、売買を推進します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい＝
町農業委員会（町産業振興課内）電話 096 - 234 - 1111（内線153）